

文京区景観づくり条例(平成二十五年九月文京区条例第三十五号)新旧対照表

改正後(案)	現行
○文京区景観づくり条例 平成二十五年九月二十七日 文京区条例第三十五号 令和〇年〇月〇日 条例第〇号 第一章から第二章まで（略） 第三章 行為の規制等 （届出事項等） 第十条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体は、法第十六条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をしようとするとき又は当該行為の内容を変更しようとするとき（当該変更により当該行為が同条第八項各号のいずれかに該当することとなるときを除く。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に通知しなければならない。 3 （略） 4 法第十六条第八項第十二号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 （略） 二 （略） 第十一条から第十七条 （略） 第四章から第七章 （略） 付 則 <u>この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u>	○文京区景観づくり条例 平成二十五年九月二十七日 文京区条例第三十五号 第一章から第二章まで（略） 第三章 行為の規制等 （届出事項等） 第十条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体は、法第十六条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をしようとするとき又は当該行為の内容を変更しようとするとき（当該変更により当該行為が同条第七項各号のいずれかに該当することとなるときを除く。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に通知しなければならない。 3 （略） 4 法第十六条第七項第十一号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 （略） 二 （略） 第十一条から第十七条 （略） 第四章から第七章 （略）